

地方独立行政法人会計基準等研究会・公立大学法人部会開催要領

1 目的

地方独立行政法人会計基準等研究会・公立大学法人部会は、地方独立行政法人のうち公立大学法人に適用する会計基準その他公立大学法人の会計処理上必要となる事項（以下「会計基準等」という。）についての検討を行うことを目的とする。

2 会議

公立大学法人部会は、総務省自治財政局長が、地方独立行政法人会計について専門的かつ優れた見識を有する者に参集を求め、必要に応じ、随時開催するものとする。

必要に応じて別紙以外の有識者を本部会に参画させることができる。

3 部会長

- (1) 部会に部会長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- (2) 部会長は会務を総理する。
- (3) 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

4 調査研究内容

公立大学法人部会は、会計基準等について調査及び研究することとし、その結果を取りまとめるここととする。

5 その他

- (1) 公立大学法人部会の庶務は、自治行政局行政経営支援室の協力を得つつ、自治財政局財務調査課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、公立大学法人部会の運営その他公立大学法人部会に関し必要な事項は部会長が定める。